

付議案第28号

令和5年度使用教科用図書採択方針案について

上記の付議案を提出する。

令和4年5月17日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和5年度使用教科用図書の採択に当たり、高等学校及び特別支援学校高等部における教科用図書採択方針について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第8号の規定により付議するものである。

令和5年度使用教科用図書採択方針について

高等学校及び特別支援学校高等部における令和5年度使用教科用図書採択について別紙の方針のとおり行う。

令和5年度使用教科用図書採択方針 案

(高等学校)

福岡市教育委員会

I 基本方針

- 1 採択は、関係法令や文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。
- 2 生徒の実態に即し、かつ、指導に際して適切であるものを採択する。
- 3 「第2次福岡市教育振興基本計画」の趣旨に即したものを探択する。
- 4 「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを探択する。

II 採択における留意点

教科用図書の採択にあたっては、次の留意点から検討し、最も適切と思われるものを採択する。

- 1 令和3年度入学生使用教科用図書については、「生きる力」の育成、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力のバランス、心の教育の視点など、学習指導要領の基本的なねらいを踏まえ、各教科の指導が効果的になされるよう教材が工夫されていること。なお、令和4、5年度入学生使用教科用図書については、「生きる力」を育むために、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性等を涵養することなどを踏まえ、各教科の指導において主体的・対話的で深い学びが効果的になされるよう教材が工夫されていること。
- 2 基礎的・基本的な知識・技能が着実に習得されるよう、既に学習した内容の系統的な反復学習や、練習問題などによる繰り返し学習に関する記述の充実が図られているとともに、発展的な学習ができるよう配慮されていること。
- 3 生徒の興味・関心を喚起し、主体的な学習がなされるように配慮されていること。また、体験的な学習や問題解決型の学習が重視されていること。
- 4 生徒の学ぶ意欲を高め、探究する力をはぐくむよう、他教科の関連する内容も取り入れ、学習内容が実生活・実社会に関連付けられるような記述や話題・題材の充実が図られていること。また、中学校との学習内容の円滑な接続への配慮・工夫がなされていること。
- 5 生徒が家庭でも主体的に自学自習できるよう、丁寧な記述、練習問題、文章量の充実等が図られていること。
- 6 学習指導要領に示していない内容については、学習指導要領の趣旨に照らして不適切なところ、生徒が学習する上で支障を生じるおそれのあるところがないように配慮されていること。
- 7 郷土福岡をはじめ、我が国の自然、歴史、文化等を愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- 8 本市の状況や学校の特性に適合したものであること。
- 9 教科用図書として、内容の組織、配列、分量、記述の正確性、印刷、製本等基本がふまえられているとともに、生徒にとっても使いやすいような創意工夫がなされていること。
- 10 高等学校学習指導要領解説の一部改訂【25 文科初第 1159 号 平成 26 年 1 月 28 日 高等学校学習指導要領解説の一部改訂について（通知）】の主旨を踏まえたものであること。

【参考】

25 文科初第 1159 号 平成 26 年 1 月 28 日

高等学校学習指導要領解説の一部改訂について（通知）

改訂の概要

(1) 領土に関する教育の充実について

- ・日本史 A 及び日本史 B において、明治期に我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させることや、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯を取り上げることを明記したこと。地理 A 及び地理 B において、領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれロシア連邦と韓国によって不法に占拠されていること等について、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることを明記したこと。また、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることを明記したこと。
- ・現代社会及び政治・経済において、領土問題について、北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせることを明記したこと。また、尖閣諸島については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることを明記したこと。

(2) 自然災害における関係機関の役割等に関する教育の充実について

- ・中学校社会については地理的分野において、高等学校地理歴史については地理 A 及び地理 B において我が国は、東日本大震災等の大規模な地震や毎年各地に被害をもたらす台風など、自然災害の発生しやすい地域が多く、災害時においては、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の諸機関や地域の人々、ボランティアなどが連携して対応していることなどに触れることを明記したこと。

新旧方針比較対照表（高等学校）

令和4年度使用教科用図書採択方針(旧)	令和5年度使用教科用図書採択方針(新)
<p>II 採択における留意点</p> <p>1 令和2、3年度入学生使用教科用図書については、「生きる力」の育成、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力のバランス、心の教育の視点など、学習指導要領の基本的なねらいを踏まえ、各教科の指導が効果的になされるよう教材が工夫されていること。なお、令和4年度入学生使用教科用図書については、「生きる力」を育むために、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性等を涵養することなどを踏まえ、各教科の指導において主体的・対話的で深い学びが効果的になされるよう教材が工夫されていること。</p>	<p>II 採択における留意点</p> <p>1 令和<u>3</u>年度入学生使用教科用図書については、「生きる力」の育成、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力のバランス、心の教育の視点など、学習指導要領の基本的なねらいを踏まえ、各教科の指導が効果的になされるよう教材が工夫されていること。なお、令和<u>4、5</u>年度入学生使用教科用図書については、「生きる力」を育むために、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性等を涵養することなどを踏まえ、各教科の指導において主体的・対話的で深い学びが効果的になされるよう教材が工夫されていること。</p>

令和5年度使用教科用図書採択方針案

(特別支援学校高等部)

福岡市教育委員会

I 基本方針

- 1 採択は、関係法令、文部科学省の作成する学習指導要領等を踏まえて、公正かつ適正に行う。
- 2 生徒の実態に即し、かつ、指導に際して適切である教科用図書を採択する。
- 3 「第2次福岡市教育振興基本計画」の趣旨に即した適切な教科用図書を採択する。
- 4 「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適した教科用図書を採択する。

II 採択における留意点

1 文部科学省検定済教科用図書について

採択にあたっては、高等学校教科用図書採択方針に準ずる。

2 文部科学省著作教科用図書について

文部科学省著作教科用図書を採択する際は、文部科学省発行の特別支援学校用教科書目録(令和5年度使用)に掲載の図書の中から、生徒の実態に応じて採択すること。

3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について

- (1) 各教科の目標達成に結びつく適切な内容になっていること。
- (2) 図書の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。
- (3) 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書及び文部科学省著作教科用図書以外の図書を採択する場合には、下記の事項に留意すること。

ア 生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、さし絵、取り扱う題材等）のこと。

イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。

ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事項が適切に習得されるように配慮されているものであること。

エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。

オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮しているものであること。

カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮しているものであること。

キ 特定の題材又は一部の分野のみを取り扱っている図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ク 上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などは適切でないこと。

- コ 全体の分量は、生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。
- サ 分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。
- シ 印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。
- ス 卒業後の職業的自立及び就労に結びつく内容・構成になっているもの。
- セ 人権感覚に配慮した教材であること。